

関市指定給水装置工事事業者・下水道排水設備指定工事店説明会

平成 28 年 1 月 29 日（金）

午後 1 時 30 分 ～

関市文化会館 小ホール

- 1 開会
- 2 加入金制度について
- 3 給水装置工事施行基準の変更について
- 4 給水装置工事検査の変更と検査チェックシートの提出について
- 5 原簿の様式変更と注意事項について
- 6 関市上下水道使用料徴収業務委託の概要について
- 7 その他
- 8 質疑応答
- 9 閉会

2 加入金制度について

○水道加入金制度が始まります

従来の水道分担金制度は廃止となり、平成28年4月1日から水道加入金制度が始まります。給水装置の新設又は改造工事に際して加入金を負担していただきます。

口径別加入金

量水器の口径	金額（税抜）
13ミリメートル	82,000 円
20ミリメートル	166,000 円
25ミリメートル	292,000 円
40ミリメートル	1,548,000 円
50ミリメートル	2,698,000 円
75ミリメートル	7,888,000 円
100ミリメートル	16,810,000 円
150ミリメートル	市長が定める額

※上記金額に消費税がかかります。

1. 新設工事は、上記の表に定める金額です。
2. 改造工事は、改良により量水器の口径が大きくなった時、改造後から改造前の量水器の口径の差額が必要となります。ただし、口径を13ミリメートルから20ミリメートルに増径する場合は、特例として差額は必要ありません。
3. 共同住宅等の新設工事は、量水器に対応する金額の合計金額となります。
4. 共同住宅等の改造工事は、水道課へご相談ください。
5. 土地区画整理事業施行区域の新設又は改造工事は、水道課へご相談ください。

○給水管取出し工事を関市指定給水装置工事事業者へ移行します

今まで関市が行っていた給水管取出し工事は、平成28年度から関市指定給水装置工事事業者の施行へ移行します。関市給水装置工事施行基準に基づき施行してください。

加入金は平成28年4月1日以降の給水装置工事承認申請が対象になります。平成28年3月31日までの給水装置工事承認申請については、従来通り給水管取出工事費が必要となります。水道課窓口で給水管取出工事の予約をし、市が施工しますので間違いのないようご注意ください。

3 給水装置工事施行基準の変更について

平成27年4月1日から、関市給水装置工事施行基準を定めて運用していますが、給水管取出し工事を関市指定給水装置工事事業者が施行するにあたり、適正な施行の確保を図るため、平成28年4月1日から関市給水装置工事施行基準を変更します。関市ホームページにPDFデータで掲載しているほか、水道課窓口にも閲覧用に設置してありますので、各自ご確認ください。変更点については、網掛け表示してあります。主な変更点は次に抜粋したとおりです。

第4章 給水装置工事の施工

(関市給水装置工事施行基準 P8~9)

第5節 給水装置の施工

第1項 給水管の分岐

(2) 配水管からの分岐に当たっては、他の給水管の分岐位置や他の埋設物等から30cm以上離すこと。(網掛け部分を追加)

(3) 量水器より手前の給水管は配水管に対して直角に配管し、量水器の位置より分岐点がわかるようにすること。(新規追加)

(12) サドル付分水栓取り付け後に、サドル付分水栓及び給水管全体に対し、0.75Mpaの水圧試験を3分間以上実施すること。(新規追加)

(15) 配管は「別図1」の標準図に従うものとする。ただしアパート、φ40mm以上の取出等この標準図によらない場合は別途協議とする。(新規追加)

(16) 使用材料は、構造・材質基準に適合していることを自己認証により証明された製品、又は第三者認証機関によって認証(第三者認証)されたものであり、関市水道事業給水条例第9条に基づき指定する「別表5」に掲げるものを使用しなければならない。(新規追加)

(17) 施工の3日前までに水道課窓口の「給水管取出工事受付簿」に記入し、加入金の納付が確認できる書類を職員に提示すること。施工日に変更が生じた場合は、事前に水道課に連絡すること。(新規追加)

(18) 分岐工事を施工する場合は、次の事項を写真管理し、給水装置工事完成届に添付すること。(新規追加)

- ① 材料検収状況。
- ② サドル付分水栓、給水管への水圧試験状況。(水圧計のアップ、背景を含んだ給水管全体と水圧計を複数枚撮影し、現地が特定できる写真とする)
- ③ 穿孔、分岐状況。
- ④ コア挿入前、コア挿入状況、コア挿入後の挿入機。(コアを挿入する場合)

- ⑤ 穿孔後の穿孔片確認状況。(穿孔片が出ない場合を除く)
- ⑥ 配管完了状況。
- ⑦ 止水栓、量水器、量水器筐取付状況。

第3項 給水管の明示

(関市給水装置工事施行基準 P9)

道路部分に布設する給水管には埋設シートにより管を明示すること。加えて50mm以上の管には明示テープにより管を明示すること。(網掛け部分を追加)

第4項 止水栓の設置

(関市給水装置工事施行基準 P9)

(4) 各戸又は各部屋に量水器を設置する共同住宅等にあつては、配水管から分岐した最初の止水栓は、原則として道路境界線より1m以内に設置すること。(新規追加)

第5項 量水器の設置

(関市給水装置工事施行基準 P9)

(4) 各戸又は各部屋ごとに量水器を設置し個別検針する共同住宅等には、市が承認する集中検針ボックスを設置すること。(新規追加)

(5) 量水器取替作業時に断水することが困難な物件には、市の承認を受けたバイパスユニットを設置すること。(新規追加)

第6項 かし担保

(関市給水装置工事施行基準 P10)

・施工を行った指定工事業者は、給水装置工事完成検査合格日から2年経過するまでの間は、帰属物件のかしの補修及び損害の補償をしなければならない。(新規追加)

第6節 給水装置工事検査

(関市給水装置工事施行基準 P13)

(3) 耐圧試験

・分岐給水管及び宅内給水装置に0.75Mpaの水圧試験を3分間以上実施すること。(新規追加)

第5章 受水槽

(関市給水装置工事施行基準 P13)

第1節

第1項

(1) ③受水槽への流入管口径がφ40mm以上となる場合は、定水位弁を設置すること。(新規追加)

4 給水装置工事検査の変更と検査チェックシートの提出について

これまで関市では、給水装置工事検査の際には耐圧試験として、宅内給水装置に 1.00Mpa の水圧試験を 3 分間以上実施することとしていましたが、平成 28 年 4 月 1 日以降は 0.75Mpa の水圧試験を 3 分間以上実施することに変更します。

給水管取出工事のみの場合も、検査を行います。給水装置工事完成届に工事写真と検査チェックシートを添付して提出してください。写真管理する項目は関市給水装置工事施行基準に記載してあります。立会はありませんので、宅内検査と違って検査予約は必要ありませんが、検査受付簿に記入してください。

検査チェックシートの運用について、施行から 1 年間の猶予期間が終わります。平成 28 年 4 月 1 日からは、主任技術者による自社検査を実施した上で、給水装置工事完成届に必ず検査チェックシートを添付してください。検査チェックシートの変更項目は以下のとおりです。なお、この検査チェックシートは関市ホームページに掲載していますので、各自ダウンロードして使用してください。

「様式 1」

(関市給水装置工事施行基準 P18)

検査チェックシート

屋外検査 分岐

- ・分岐の位置と給水管は他の給水管の分水や埋設物等から 30 cm 以上離れているか。
- ・分岐工事の材料は関市指定品で適切か。
- ・管種・口径に適した穿孔機を正しく使用しているか。
- ・穿孔後の穿孔片を確認しているか。(穿孔片が出ない場合を除く)
- ・コアは正しく挿入されているか。(铸铁管の場合)

(新規追加)

工事内容別の検査提出書類と検査予約の有無については、次のとおりです。

給水管取出工事のみ施工

提出書類

- ・ 給水装置工事完成届
- ・ 給水管工事写真
- ・ 検査チェックシート（該当部分のみ記入）

検査予約の有無

・ 検査予約は必要ありません。ただし、水道課窓口にある検査受付簿（※予約ではない）に記入し、職員に審査及び検査手数料が納付済みである確認を受けてから、書類一式を提出してください。

給水管取出工事と宅内給水装置工事の両方を施工

提出書類

- ・ 給水装置工事完成届
- ・ 給水管工事写真
- ・ 検査チェックシート

検査予約の有無

- ・ 検査予約が必要です。これまで通り、水道課窓口にある検査予約受付簿に記入し、職員に審査及び検査手数料が納付済みである確認を受けてから、書類一式を提出してください。

宅内給水装置工事のみ施工

提出書類

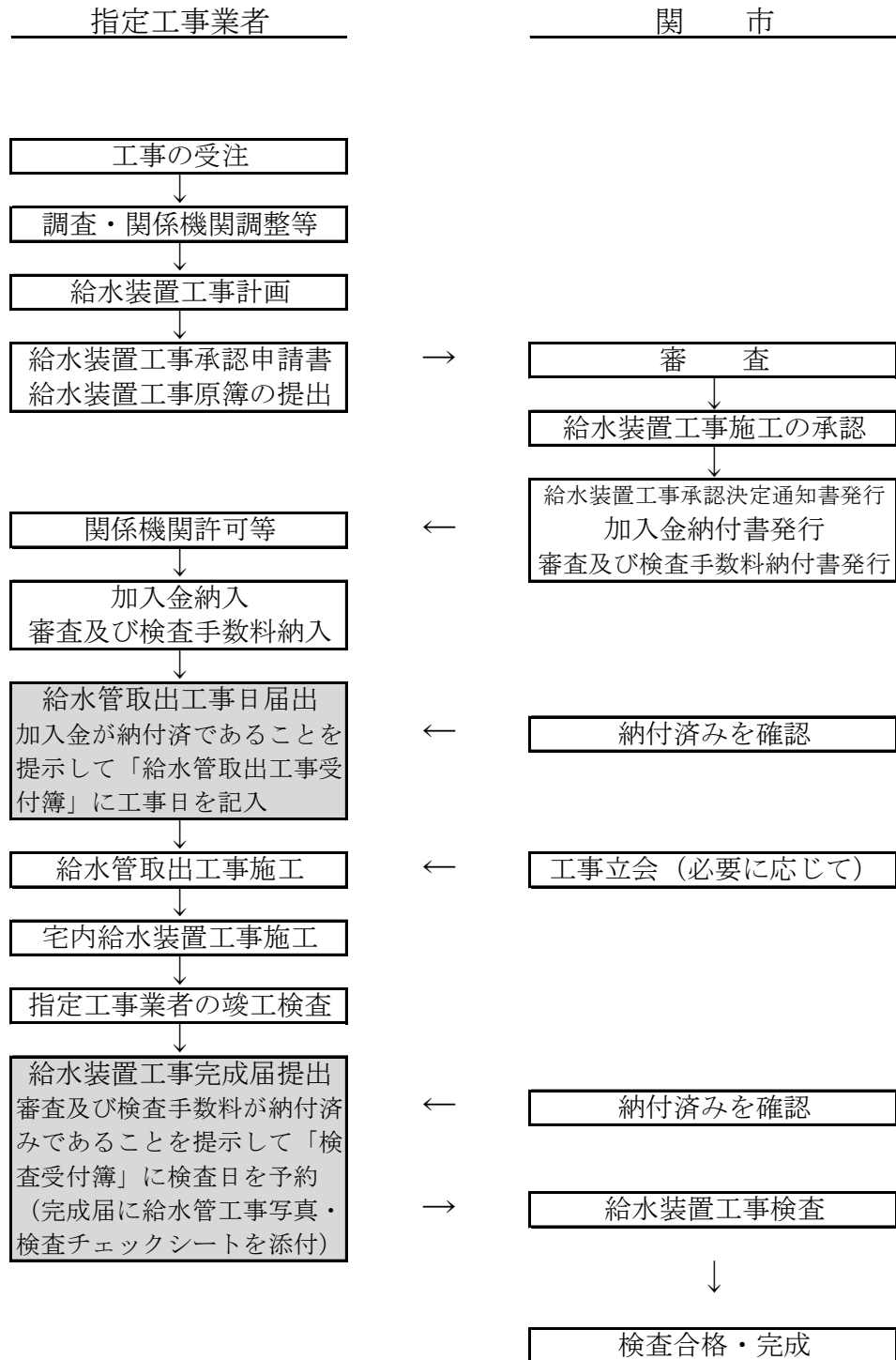
- ・ 給水装置工事完成届
- ・ 検査チェックシート（該当部分のみ記入）

検査予約の有無

- ・ 検査予約が必要です。これまで通り、水道課窓口にある検査予約受付簿に記入し、職員に審査及び検査手数料が納付済みである確認を受けてから、書類一式を提出してください。

第4節 給水装置工事の一般的な流れの例

(関市給水装置工事施行基準 P5)



5 原簿の様式変更と注意事項について

加入金制度の導入に伴い、平成28年4月1日から給水装置工事・排水設備工事原簿の一部を変更します。変更項目は下記のとおりです。なお、今回の変更で原簿の裏面（図面を記入する面）についての変更はありません。

旧様式の原簿での申請は、平成28年5月末日まで猶予期間を設けますが、それ以降は使用できませんのでご注意ください。

変更項目

給水装置欄

- ・「水栓番号」 → 「加入金口径」
- ・「工事費」 → 「加入金」

既設給水管を利用する場合の署名捺印欄

- ・「異議申立てしません。」 → 「対応を要求しません。」

原簿に記入漏れや不備がある場合等は、受理できませんのでご注意ください。主なものは次のとおりです。

（表面）

- ・原簿下部決裁欄の「主任技術者」「責任技術者」の印鑑押し忘れがあります。
- ・土地所有者の承諾が必要な場合に、署名捺印されていないことがあります。
- ・承認申請書や原簿の印鑑がカラーコピーのものが 있습니다。

（裏面）

- ・配管図面の色が指定の色ではないことがあります。関市では、水道は青色、下水は赤色、雨水は緑色、井戸は茶色に指定しています。
- ・原簿の訂正時に図面の貼り付けは認めていません。軽微な訂正で済まない変更は、改めて原簿を両面印刷し直して再提出をお願いします。

6 関市上下水道使用料徴収業務委託の概要について

関市上下水道使用料徴収業務を民間に委託します。委託の内容は次の通りです。

(1) 業務名

関市上下水道使用料徴収業務

(2) 業務場所

①主たる事務所 岐阜県関市若草通3丁目1番地 関市役所 北庁舎2階

②対象区域 関市全域

(3) 委託期間

平成28年10月1日から平成31年9月30日まで

(4) 業務内容

①検針業務

②窓口業務

③収納業務

④滞納整理業務

⑤開始休止等業務

⑥水道メーター交換業務

⑦①から⑥までの業務に付帯する業務

(5) 委託業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

(6) 業者選定までのスケジュール

プレゼンテーション及びヒアリング審査	平成28年 2月24日(水) 予定
契約予定事業者の決定、結果通知及び公表	平成28年 2月24日(水) 以降
委託契約の締結	平成28年 4月 1日(金) 以降
業務委託の開始	平成28年10月 1日(土)